

展示会の落とし穴 ～あなたの会社は大丈夫??～

展示会や商談の際には、以下のような知財リスクが潜んでいます

- ・模倣品が出回る
- ・第三者による先取り出願・買取要求
- ・他社の権利が存在する
- ・営業秘密が漏れいる

1) 社名・ロゴマーク・名刺

- 社名やロゴマークを真似られてしまった!
- 他人の登録商標を侵害していた!

2) 会社パンフレット

- 丸ごと模倣が起こるリスク!
- 巧妙な模倣では、製品からキャッチコピーまでセットで模倣なんて事も。

4) 商品の現物展示

- 撮影により模倣されやすい
- 外観形状、色、材質の特徴、部分的なデザイン等。コピー商品や偽ブランド等の被害にあうかも。

7) サンプル

- 構造や材質まで判明するリスク
- 模倣品や類似品が市場に出回るきっかけに。競合他社に開発のヒントを与える事にも。

3) 製品カタログ

- 外観からはわからない技術情報を渡しているリスク
- 既存製品との比較や性能試験データ、内部構造の図解など詳細に記載していませんか? 潜在的競合先が商談を装ってカタログを入手に来ることもあります。

5) 映像情報

- 短くとも多くの情報が!
 - 丸ごと撮影されてしまうリスク
- 現場の様子が映り込んでいませんか?
(製造工程で使われている工具や装置、その製品の使用方法・用途・メンテナンス、工場や作業場のレイアウト、熟練職人の手の動きや工具の使い方等)

6) 図面

- 見積り依頼や発注時の図面が流出!
- 中には取引を進めることよりも、図面を入手することが一番の目的の企業も。

8) 営業トーク

- 来場者に問われるまま、まだ出展していない次の開発話をしてしまっているケースも。

ノウハウ流出のリスクを常に意識!

情報を欲しがっている相手から見れば、またとない情報入手のチャンスです。

<どのような対策をとることができるでしょうか>

1) , 2) 社名・製品名・ロゴマーク

社名やロゴは商標権を取得しておきましょう。登記とは別です!
事前の商標権調査を行い、商標権侵害とならないようにしましょう。

3) 製品カタログ

自社の技術の公開できる範囲を確認しておきましょう。
基本的に製品カタログは、既存の取引先等に限って渡すか、新規見込み客には段階を踏んで情報を出して行く方が無難です。
商談相手の実態をきちんと把握することが重要でしょう。

4) , 7) 現物・サンプル

技術やデザインは公開する範囲を明確にしましょう。
特に技術的な要素がある製品やデザインに特徴のある製品などは特許や意匠出願前にはサンプル出品しないようにしましょう。
商談や先方の関心事の段階に応じて、誰にどこまでサンプルを渡すか、展示会の前に方針を決めて社内で周知しておくといいでしょう。

5) 映像

第三者から見たらどう見えるかを、客観的にチェックした上で、プロモーション映像の制作を行うことが必要でしょう。
また、他者の撮影した映像を使用する場合には、著作権にも注意が必要です。

6) 図面

事前に相手先の信用調査を実施したり、取引先や商社等に評判を尋ねる等、第三者の評価を確認することが重要です。
一部の部品を外注するだけであれば、製品全体の図面を渡さずに、部品の該当箇所だけに限って図面を提供する方法もあります。
商談等具体的な話となるのであれば秘密保持契約 (NDA) を結びましょう。

8) 営業トーク

担当者に資料を確認してもらい、どこまで話して良いのか、あらかじめ明確にしておくことが大事です。

以上のように、展示会出展にあたっては、

● **自社のノウハウや権利化前の情報等の流出を防ぐ**

- ・展示会出展前に出展資料を第三者の観点からチェックするとともに、公開してよい範囲を事前に社内で確認する
- ・展示会担当者に知財流出リスクを認識してもらう

● **他者の権利侵害となっていないか注意し、自社の知的財産の権利化を図る**

- ・他社の権利取得状況をチェックし、自社の社名・ロゴ・製品名等を適切に権利化する **ことが重要です！！**

また、**他社の模倣や冒認出願^{※1}のリスク**に備え、

- ・展示会出展前に、展示予定の製品名・技術・物品等について、先使用の証拠や公知・公用^{※2}の証拠を確保する

- ・展示会出展時には、出展した事実を「出展日」「展示内容」と共に証拠として残しておく **ことも重要です**

※1 冒認出願：出願する権利のない者が出願し、権利を取得してしまうこと

※2 公知・公用：公然に知られまたは公然に実施されていること

少しでも不安を持たれたらこちらまで ↓

公益財団法人 埼玉県産業振興公社
Saitama Industrial Promotion Public Corporation

INPIT 埼玉県知財総合支援窓口
知的財産総合支援センター埼玉

住 所：さいたま市中央区上落合 2 - 3 - 2
新都心ビジネス交流プラザ 3 F

営業時間：平日9:00～17:00（12:00～13:00は除く）
第2・第4土曜9:00～12:00

TEL：048-621-7050

FAX：048-857-3921

E-mail：chizai@saitama-j.or.jp

**相談
無料**



まずはお電話で
ご予約を

048-621-7050

知財に詳しい
アドバイザーが
相談対応します

必要に応じて、弁理士、
弁護士の専門相談も無
料で受けられます

出願・権利化支援やノウハウ管理のほか、
以下のような支援も行っております。

- 契約書（秘密保持契約、共同開発契約、共同研究契約、ライセンス契約等）のチェック
- 先行技術・先行商標調査方法のアドバイス
- 知財人材の育成
- 侵害絡みのご相談
- ブランド戦略／デザイン戦略の検討 …etc



お気軽にご相談ください。